

利尻町地域活性化推進事業補助金制度のお知らせ

利尻町では、町内の各種団体等が地域の活性化を推進することを目的に、自主的かつ主体的な活動にご活用いただきたいと考え、大幅な拡充を図りました。

2019年度から新たにスタートする第6次利尻町総合振興計画基本構想の中で利尻町の未来像を「他人ごとから自分ごとへ」「個の私から地域の中の私へ」と掲げており、地域の担い手となる人材・団体育成やコミュニティ意識の醸成などの推進を図るため、多くの各種団体等に本補助金を活用していただきたいと考えております。

【拡充内容】

- 補助金額を上限15万円 → 上限100万円へ引き上げ。
(下限については、1万円)
- 助成期間を3年(3回)以内に拡充。(ただし、単年度毎の申請となります。)

○対象事業

以下のような事業を対象としています。

- ① 生活環境を整備する事業
- ② 自然環境の保全を図るための事業
- ③ 産業振興を推進する事業
- ④ 保健・福祉の増進を図る事業
- ⑤ 地域教育力の向上を図る事業
- ⑥ 安心安全な地域づくりを推進する事業
- ⑦ 地域の活性化を図る事業
- ⑧ その他、町長が必要と認める事業

例) 音楽会や映画上映会、スポーツ大会等のイベント開催、人形劇、植樹、ボランティア活動等



○補助金の額

補助金の額は、対象経費の100%以内とし、町の予算の範囲内で交付します。

○手続き等

- ・ 補助制度の活用を希望される町民団体等は、実施したい活動の事業計画書を5月31日までに提出してください。(事業実施期間については、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に限ります。)
- ・ 締め切り後に利尻町地域活性化推進事業選考会で事業を選考し、採択された応募者に通知をします。(応募された方は、役場にて事業内容等のご説明をしていただく場合があります。)
- ・ 事業終了後は、速やかに実績報告書を提出していただきます。

○問い合わせ先 利尻町役場まちづくり政策課企画振興係 (電話84-2345)